

ご活用ください！ 建物の耐震に関する補助制度

昭和56年5月以前の建築物(旧耐震住宅)は『建築基準法』における耐震基準の改正以降の建築物に比べ、地震の際に大きな被害が多いことが報告されています。耐震に関する補助制度をご活用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください。



寄居町木造住宅耐震診断助成金

町では、住宅耐震診断を行う方に経費の一部を補助しています。

- ▶対象/町内に住所を有し、対象住宅を所有および対象住宅に居住している方
- ▶対象となる建築物/町内にある木造住宅で、次のすべての要件を満たすもの
 - ①昭和56年5月以前に建築された一戸建て住宅または併用住宅
 - ②地上2階建て以下で、在来工法により建築された住宅
- ▶対象となる耐震診断/一級建築士・二級建築士・木造建築士が行う地震に対する耐力診断(一般診断)

▶補助金額/耐震診断に要した費用の **2分の1**
※上限額2万5,000円

- ▶申請期限/令和5年2月28日(火)まで
※予算額に達した時点で受付終了となります。
- ▶申請方法/耐震診断を実施する前に所定の手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

☎ 都市計画課(☎581・2121内線243)

寄居町まちなか旧耐震住宅除却補助金

町では、中心市街地内に存する、旧耐震住宅(昭和56年5月以前に建築された住宅)の全部を除却する費用の一部を補助します。

▶補助金額/除却工事に要した費用の **2分の1**
※上限額40万円(町内事業者が除却工事を行う場合は50万円)
※詳細は本誌4月号20頁または町公式ホームページをご覧ください。

☎ 都市計画課(☎581・2121内線243)

埼玉県民間建築物耐震改修補助制度

県では、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修の費用の一部を補助しています。

- ▶対象となる建築物/昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、病院や店舗、福祉施設などの多数の人が利用する一定規模以上の建築物

☎ 県建築安全課(☎048・830・5527)

お出かけには鉄道・バスをご利用ください！

町内では、鉄道3線9駅のほか、路線バスとして寄居駅から深谷駅・本庄駅方面へ向かう県北都市間路線バス、東秩父村方面へ向かう東秩父村路線バスの3路線22停留所が運行されています。町内の各駅・バス停は愛のりタクシーの共通乗降場に指定されており、相互に乗り換えが可能です。

地域間公共交通の確保・維持のため、お出かけの際は鉄道・バスをご利用ください。

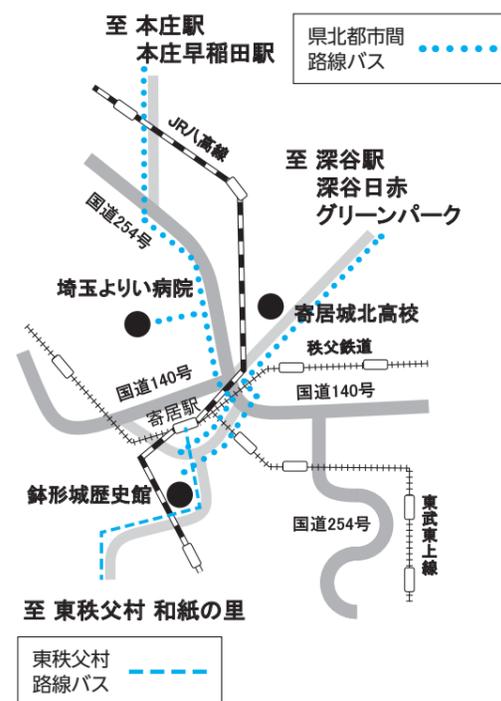
☎ 都市計画課(☎581・2121内線243)



各路線の時刻表は、QRコードからご覧いただけます。

鉄道・バス・愛のりタクシー利用時のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用の際は必ずマスクを着用し、発熱・せき・のどの痛みなどの症状がある場合は利用を控えていただくようお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症・原油高騰対策 地域公共交通・運送事業者等支援事業



町では、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油高騰の影響を受けている地域公共交通事業者・運送事業者の事業継続を支援し、町民生活および地域経済に不可欠な、タクシー、バスおよび運送事業者等の経営維持を目的として支援金を交付します。

申請に当たっては、必ず申請案内にて対象事業者の要件および申請方法をご確認ください。なお、同一事業者が次の **1・2** の支援金を重複して申請することはできません。

タクシー・路線バス事業者向け支援

1 地域公共交通運行継続支援金

- ▶対象
 - 町内に営業所を置くタクシー事業者
(福祉輸送事業限定事業者を除く)
 - 町内に定期運行路線を有する路線バス事業者

▶支援金
タクシー事業者
基本額 1法人 **30** 万円(個人の場合は **5** 万円)
加算額 所有車両1台につき **2** 万円
路線バス事業者
基本額 1法人 **50** 万円
加算額 町内を定期運行する1路線につき **10** 万円

貨物自動車運送・貸切バス・運転代行業事業者向け支援

2 原油高騰対策運送事業者等支援金

- ▶対象
町内に営業所を置く貨物自動車運送・貸切バス・運転代行業事業者(法人・個人)

▶支援金
貨物自動車運送・貸切バス事業者
基本額 1事業者 **50** 万円
運転代行業事業者
基本額 1事業者 **20** 万円
※所有または使用台数に応じた加算額

所有または使用台数	加算額
10台以下	10万円
11台以上20台以下	20万円
21台以上30台以下	30万円
31台以上	40万円

申請方法等

- ▶申請案内等
町公式ホームページから申請書を取得し、必要書類を添付のうえ、郵送で申請してください。
※申請案内、申請書類はQRコードからご覧いただけます。



- ▶申請先
〒369-1292 住所記載不要
1 の支援金 ⇒ 都市計画課宛て
2 の支援金 ⇒ 商工観光課宛て

- ▶申請期間
8月10日(水)~10月31日(月)(期間内消印有効)
※予算額に達した時点で受付終了となります。

- ☎
1 地域公共交通運行継続支援金について
都市計画課(☎581・2121内線241)
2 原油高騰対策運送事業者等支援金について
商工観光課(☎581・2121内線453)

マナーやルールを守って、皆さんが気持ちよく利用できるようご協力ください。